

(仮 称) 大 熊 ウ ィ ン ド フ ァ ー ム 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 1 月

大熊ウィンドファーム合同会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	3
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第 2 章 環境影響評価方法書について環境保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解 ...	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、弊社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む。）縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和5年11月10日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和5年11月10日（金）付 福島民友
- ・令和5年11月10日（金）付 福島民報

※令和5年12月1日（金）から3日（日）に開催する説明会についての公告を含む。

②関係自治体の広報誌によるお知らせ（別紙2参照）

下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報おおくま 2023年11月号（No. 616）
- ・広報かわうち 2023年11月号（No. 696）
- ・たむら市政だより 2023年11月号（No. 225）
- ・広報とみおか 2023年11月号（No. 733）
- ・広報ふたば 2023年11月号（災害版 No. 150）
- ・広報なみえ 2023年11月号（No. 694）

③インターネットによるお知らせ

令和5年11月10日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙3-1 参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-56.html>

- ・大熊町のウェブサイト（別紙3-2 参照）

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/zerocarbonsuishin/25928.html>

- ・川内村のウェブサイト（別紙3-3 参照）

<http://www.kawauchimura.jp/page/page001289.html>

- ・田村市のウェブサイト（別紙3-4 参照）

https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/59/entry_8.html

- ・富岡町のウェブサイト（別紙3-5 参照）

https://www.tomioka-town.jp/soshiki/seikatsu_kankyo/kankyoeisei/oshirase/5086.html

- ・双葉町のウェブサイト（別紙3-6 参照）

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10663.htm>

- ・浪江町のウェブサイト（別紙3-7 参照）

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/7/34668.html>

- ・弊社のウェブサイト（別紙3-8 参照）

https://ncd-wind.com/okuma_eia01.html

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 7 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県庁西庁舎十階生活環境部環境共生課
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16
- ・大熊町役場ゼロカーボン推進課
〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717
- ・川内村役場総務課
〒979-1292 福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24
- ・田村市都路行政局
〒963-4701 福島県田村市都路町古道字本町 33 番地 4
- ・富岡町役場生活環境課
〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1
- ・双葉町役場住民生活課
〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4
- ・浪江町役場産業振興課
〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2

②インターネットの利用による縦覧

- ・弊社のウェブサイト（別紙 3-8 参照）
https://ncd-wind.com/okuma_eia01.html

(4) 縦覧期間

- ・令和 5 年 11 月 10 日（金）から 12 月 12 日（火）までの間とした。

※12 月 13 日（木）から 26 日（水）までは自主縦覧期間とした。

なお、縦覧期間終了後も、意見書受付終了日まで閲覧可能とした。

また、自治体庁舎は土・日・祝日を除く開庁期間、インターネットの利用による縦覧については、常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函及び意見書の郵送）は 2 名（意見書箱投函）であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 261 回であった。

（内訳）

- | | |
|----------------------|-----|
| ・福島県庁西庁舎十階生活環境部環境共生課 | 1 名 |
| ・浪江町役場産業振興課 | 1 名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の2の規定に基づき、弊社は縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

住民説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙1、別紙2、別紙3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

1. 令和5年12月1日（金）14時30分～15時30分
開催場所：浪江町役場2階中会議室
(福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2)
来場者数：6名
2. 令和5年12月1日（金）18時00分～19時00分
開催場所：linkる（りんくる）大熊
(福島県双葉郡大熊町大川原字南平1207番1)
来場者数：6名
3. 令和5年12月2日（土）10時00分～11時00分
開催場所：川内村コミュニティセンター
(福島県双葉町川内村大字上川内字小山平15)
来場者数：0名
4. 令和5年12月2日（土）14時00分～15時00分
開催場所：田村市都路公民館
(福島県田村市都路町古道字本町33-4)
来場者数：1名
5. 令和5年12月3日（日）10時00分～11時00分
開催場所：富岡町文化交流センター「学びの森」
(福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1)
来場者数：0名
6. 令和5年12月3日（日）14時00分～15時00分
開催場所：双葉町産業交流センター
(福島県双葉郡双葉町大字中野字高田1番地1)
来場者数：0名

3. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、弊社は公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和5年11月10日（金）から12月26日（火）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地から意見を有する者の意見書について、以下の方法により受け付けた。

（別紙4参照）

- ①縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函
- ②弊社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通、意見総数は9件であった。

（内訳）

- | | |
|----------------------|----|
| ・福島県庁西庁舎十階生活環境部環境共生課 | 1通 |
| ・浪江町役場産業振興課 | 1通 |
| ・郵送 | 2通 |

第2章 方法書についての住民等の意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第8条第1項の規定に基づき、弊社に対して、環境の保全の見地から提出された意見の提出者は3名(意見総数9件)であった。それに対する事業者の見解は、表1のとおりであり、意見の概要については原文のまま記載した。

表1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	方法書及び要約書は、インターネットで確認不可なので、浪江役場で縦覧しました。	ご覧いただきありがとうございます。縦覧期間中に弊社ウェブサイトにてインターネットによる縦覧も行っておりました。

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	後日郵送事業者に郵送します。	意見書3についてご意見承りました。

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	添付資料3枚に私の意見をまとめました。 以下の文章を転載する場合、要約せず、文章をそのまま載せてください。	意見の概要については原文のまま記載いたしました。
4	・保護樹帯の天然林 対象事業実施区域は国有林野内にあり、風車の多くは保護樹帯上に配置される計画です。アクセス道路はやはり保護樹帯に指定された稜線を通ることになるでしょう。そもそも稜線上の保護樹帯は風害や土砂災害から人工林を守るために伐採せずに残された天然林です。保護樹帯の多くは植生自然度9のモミ群落と重なるはずで モミの木は大熊町の町の木であり、象徴的な存在です。 本事業計画は大切に守られてきた稜線上の天然林を大量に伐採することなしには成り立たない計画です。森林保全の面からも、土砂災害防止の面からも、全く逆の発想の上に立つものであり、到底許されません。計画の撤回を求めます。	ご指摘いただいたアオハダ-モミ群落は自然度も高く、保護樹帯の多くが当群落であることを踏まえ、特に配慮が必要な群落であると認識しております。今後、現地調査において対象事業実施区域を含む調査範囲の林相、植生分布を把握し、その結果を踏まえ、これら群落への影響を回避又は低減した事業計画を検討いたします。
5	・山地崩壊 本対象事業実施区域と地形、地質がよく似ている場所の山地崩壊の例として、阿武隈山脈南部の例がありました。以下、大矢雅彦「阿武隈山地南部の自然と崩壊」(*1)から引用します。 p. 55 6. 1971年4月および8月豪雨による崩壊と素因の関係 従来この地域ではほとんど崩壊は発生していません。しかし、1971年4月豪雨、および8月31	本事業による土地の改変及び樹木の伐採は極力既存林道を活用することで可能な限り改変面積を縮減いたします。また、工事計画に当たっては、土砂流出防止柵等や沈砂池の設置等の環境保全措置を適切に検討し、準備書にて記載いたします。 その上で、土砂災害リスクを高めないよう、関係機関等と協議を実施し、適切な設計を検討いたします。

	日より 9 月 1 日にかけてこの地方を襲った台風 23 号がもたらした豪雨によって、100 箇所ほどの崩壊が発生した。この崩壊は山の肩の部分、すなわち準平原とそれを取りかこむ急な谷との境の部分から発生しており、また河川の縦断面とあわせてみると、遷急点のすぐ下流側の谷壁に多い。 p. 56 1971 年の崩壊は、6 年前に今まで天然更新で茂っていた広葉樹林を伐採し、そのあとに針葉樹林の造林を行なったが、次第に広葉樹の根がくさり、そこに水が入って崩壊を起こしたものである。 以上で引用は終わりです。最近の例では、令和元年の台風 19 号の大雨による宮城県丸森町の土砂災害が記憶に新しいところです。これは、阿武隈山地北部の例ですが、地形、地質はよく似ています。林道が土石流の起点になっている現場をこの目で確認しました。 本事業の風車とアクセス道路はいわゆる山の肩に計画されています。山の肩の樹木を伐採し、そこに道路を作ることは、山地崩壊の素因を作ることです。計画の撤回を求めます。 *1 大矢雅彦「阿武隈山地南部の自然と崩壊」, 水利科学 1972 年 16 巻 4 号 p. 46-60	
6	・空間線量率 要約書の第 3 章、表 3-1 の放射線の量「対象事業実施区域及びその周囲における... 1 週間の空間線量率の平均値は 0.080~0.265μSv/h である」の表現は誤解を生じる表現です。次の点を考慮して改めてください。 ・値は対象事業実施区域外にあつて周囲を除染されたモニタリングポスト 6 地点のものであること。 ・対象事業実施区域内の空間線量率は航空機による測定により、0.2~1.0μSv/h であると算定されること。	ご指摘を踏まえ、一般環境中の放射性物質の状況について、対象事業実施区域内及び対象事業実施区域外の状況をそれぞれ準備書に記載いたします。
7	・放射性物質の流出 対象事業実施区域は除染されていない山林です。現在、山林からの放射性物質の流出が許容範囲に収まっているのは、山林自体が巨大なフィルターとして働いているからだと思います。人間が麓で普通に生活できているのはそのおかげです。対象事業区域内の山林には、地表 1 メートルで測った空間線量率では把握できないマイクロホットスポットが多く存在していると思います。これらは水の流れと関係があります。 森林の土中構造について高田広臣「土中環境」(*2) から引用します。 p. 33 図版 1-18 (本意見書では省略します。上記の書ま	工事に当たっては、降雨時における、放射性物質を含む濁水の流出を防止するため、沈砂池の設置等の環境保全措置を講じる計画です。 沈砂池の設計は放射性物質を含む土砂を分離し、沈降させることで、放射性物質が流出しない設計を検討し、準備書に記載いたします。 工事当初に沈砂池に溜まった土砂については、放射性物質濃度を測定いたします。その結果、高い放射能濃度であった場合には、関係機関等と協議を実施し、適切に処分いたします。また、供用後については、工事計画の環境保全措置とともに放射性物質濃度の測定を検討いたします。 今後の放射線の量(放射能濃度：土壌)の調査に当たっては、一定程度の改変が想定される風力発電機の設置予定位置としております。なお、その他改変が想定される箇所についても適宜調査地点を追加いたします。

たは、森林土壌について書かれた教科書を参照してください）は、健康な森林をモデルとした土中の階層構造です。 0 層：落葉や小枝などが積もった層。この層が布団のように、表層土壌環境を乾湿の変化や雨撃から守る働きを担います。 A 層：分解途中の落葉と菌糸と植物根とが混ざった腐食層（A0 層）と、腐食が分解されて団粒構造の発達した黒く柔らかな土層（A1～2 層）とを含みます。土中における生命活動が最も豊かに展開し、樹木の細根も最も多く張り巡らされます。 B 層：腐食は少ないながらも、有機物の土壌化作用を受けて褐色を帯びます。土壌粒子が比較的詰まった塊状態の連続、集合体となります。団粒構造の発達は、土塊の亀裂などの水と空気などが通る通気浸透水脈のラインとその周辺を中心に見られ、根もそのラインを伝って伸びていきます。 以下、C 層、R 層と続きますが、引用はここで終わります。 現在、放射性物質の多くは、0 層、A 層の中に閉じ込められていると思います。森林自体に大きな攪乱が起きない限り、放射性物質の半減期を大きく超える期間この状態は保たれることでしょう。 さて、本事業に伴う工事がどのような攪乱を起こすか考えてみましょう。木々の伐採により、0 層、A 層に有機物を供給する機能と、風雨から守る機能が失われます。土壌はフィルタとしての機能を失います。表層土壌を天地返し転圧して道路を作ることにより、土壌の保水機能が失われます。雨水は道路上を流れます。大雨が降れば放射性物質を含んだ土砂が流れ下ります。やがては路肩から外れてそこに新しいマイクロホットスポットを作ります。マイクロホットスポットに溜まった放射性物質は大雨のたびに沢に流れていきます。 以上はあくまで模式的な話で現実はずっと複雑なプロセスでしょう。沈砂池で土壌の流出を防ぐ方法がよく提案されますが、効果は限られたものだと思います。仮に、設計は完璧に近いものだとしても、道路は大雨や地震のたびに痛みますから、供用期間を通して、設計通りに沈砂池の機能が働くとは思えません。 本事業は山林の放射性物質を濾過する機能を損なうものです。何が起きるかは予測不能です。計画の撤回を求めます。 どうしても工事を強行するのであれば、放射性物質の流出を防ぐ保全措置の検証を強化して下さい。具体的には次のことを提案します。 ・アクセス道路の路肩で土壌を採取し放射能を測定する。 ・沈砂池の底土を採取し放射能を測定する。 ・沈砂池の水を採取し放射能を測定する。 ・アクセス道路の直下の沢の出来るだ上流で水を	また、今後の放射線の量（放射能濃度：水質）の調査に当たっては、現況の把握という観点で、対象事業実施区域の周囲において、風力発電機の設置予定位置を集水域に含む河川を対象としております。調査地点の設定に当たっては、調査に必要な一定の水量の確保が可能であり、安全を確保した上で人のアクセスが可能な上流の地点としております。 調査手法については、今後の審査を踏まえ、適切な手法を検討いたします。
--	---

	採取し放射能を測定する。 ・ 同地点で底土を採取し放射能を測定する。 以上は工事中、供用中を通して定期的に検査を行い、求めがあれば住民にデータを提供できるようにしてください。 要約書の図 4.2-9(2)の水質 1～6、図 4.2-9(3)の土壌 1～12 は、放射性物質の流出元の特定制という観点から場所が不適当であり、数が全く足りません。 *2 高田広臣「土中環境 忘れられし共生のまなざし、蘇る古の技」2020 年 6 月 20 日、株式会社建築資料研究社	
--	---	--

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	本事業計画地については、福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染が極めて深刻な大熊町にあって、事故直後から比較的影響が少ない地域であり、且つ、「うつくしま百名山」として県内では広く認知され、幾多の登山ガイド等にも紹介されている「日隠山」山麓を含む阿武隈山地の特徴的な林相であるモミの自然林が存在する林地に計画されたものであり、極めて残念である。特に風力発電機の設置予定箇所の多くは「保護樹帯」として、森林の保全を優先すべきエリアとしてこれまで、残された林区であり、従来通り、保全を優先すべきである。また、「植生自然度 9」についても、地域を代表する自然林であり、クマタカ等の希少猛禽類の生息や営巣の可能性も高いと思われることから、同様の対応を求めます。	ご指摘いただいたアオハダ-モミ群落は自然度も高く、保護樹帯の多くが当群落であることを踏まえ、特に配慮が必要な群落であると認識しております。今後、現地調査において対象事業実施区域を含む調査範囲の林相、植生分布を把握し、その結果を踏まえ、これら群落への影響を回避又は低減した事業計画を検討いたします。 また、クマタカ等の猛禽類の生息状況については、既存資料等にて把握に努めており、その結果は本方法書にて記載しております。今後、現地調査において対象事業実施区域とその周囲における猛禽類の生息状況を把握し、その結果を踏まえ、生息環境への影響を回避又は低減した事業計画を検討いたします。
9	さらには、上記「日隠山」山頂部周辺の 9 号機から 12 号機の 4 機については、景観、眺望を著しく悪化させるものであり、除外することを強く求める。このことは、故郷を離れ暮らす大熊町民にとっても、大切な故郷の未来の希望であることを申し添える。	住民の皆様に親しまれている景観への影響を極力低減するよう事業計画を検討し、地域住民の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

○日刊新聞紙における公告

福島民友（令和5年11月10日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大熊ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 大熊ウインドファーム合同会社
代表者の氏名 代表社員 大山顕徳
事務所の所在地 青森県青森市長島二丁目十三番一号
二、対象事業の名称 (仮称)大熊ウインドファーム事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力 最大四万八千キロワット
三、対象事業実施区域 福島県双葉郡大熊町日隠山周辺の稜線上
四、関係地域の範囲 福島県双葉郡大熊町、双葉郡富岡町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町
五、縦覧の場所・時間 福島県庁西庁舎十階生活環境部環境共生課、大熊町役場ゼロカーボン推進課、川内村役場総務課、田村市都路行政局、富岡町役場生活環境課、双葉町役場住民生活課、浪江町役場産業振興課(土・日・祝日を除く開庁時)
電子縦覧は次のウェブページにて実施する。
<https://ncd-wind.com/okuma-eia01.html>
期間 令和五年十一月十日(金)から
令和五年十二月十二日(火)まで
縦覧期間に加えて、意見書の提出期日まで縦覧可能

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、令和五年十二月二十六日(火)までに左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、開催日時 令和五年十二月一日(金)十四時三十分から十五時三十分
浪江町役場二階中会議室(浪江町大字幾世橋字六反田七一一)
二、開催日時 令和五年十二月一日(金)十八時から十九時
三ヶる(りんくる)大熊(大熊町大川原字南平二〇七番二)
三、開催日時 令和五年十二月二日(土)十時から十一時
川内村コミュニティセンター(川内村大字上川内字小山平二五)
四、開催日時 令和五年十二月二日(土)十四時から十五時
田村市都路公民館(田村市都路町古道字本町三一一四)
五、開催日時 令和五年十二月三日(日)十時から十一時
富岡町文化交流センター「学びの森」(富岡町大字本岡字王塚六三一一)
六、開催日時 令和五年十二月三日(日)十四時から十五時
双葉町産業交流センター(双葉町大字中野字高田一番地二)
八、問い合わせ先 大熊ウインドファーム合同会社
〒〇三〇一〇八六一 青森県青森市長島二丁目十三番一号
電話 〇三(四四〇〇)六三六六一
(担当)大熊ウインドファーム合同会社 環境アクセス係
問い合わせ時間 土・日・祝日を除く、九時から十七時まで

福島民報（令和5年11月10日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大熊ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 大熊ウインドファーム合同会社
代表者の氏名 代表社員 大山顕徳
事務所の所在地 青森県青森市長島二丁目十三番一号
二、対象事業の名称 (仮称)大熊ウインドファーム事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力 最大四万八千キロワット
三、対象事業実施区域 福島県双葉郡大熊町日隠山周辺の稜線上
四、関係地域の範囲 福島県双葉郡大熊町、双葉郡富岡町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町
五、縦覧の場所・時間 福島県庁西庁舎十階生活環境部環境共生課、大熊町役場ゼロカーボン推進課、川内村役場総務課、田村市都路行政局、富岡町役場生活環境課、双葉町役場住民生活課、浪江町役場産業振興課(土・日・祝日を除く開庁時)
電子縦覧は次のウェブページにて実施する。
<https://ncd-wind.com/okuma-eia01.html>
期間 令和五年十一月十日(金)から
令和五年十二月十二日(火)まで
縦覧期間に加えて、意見書の提出期日まで縦覧可能

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、令和五年十二月二十六日(火)までに左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、開催日時 令和五年十二月一日(金)十四時三十分から十五時三十分
浪江町役場二階中会議室(浪江町大字幾世橋字六反田七一一)
二、開催日時 令和五年十二月一日(金)十八時から十九時
三ヶる(りんくる)大熊(大熊町大川原字南平二〇七番二)
三、開催日時 令和五年十二月二日(土)十時から十一時
川内村コミュニティセンター(川内村大字上川内字小山平二五)
四、開催日時 令和五年十二月二日(土)十四時から十五時
田村市都路公民館(田村市都路町古道字本町三一一四)
五、開催日時 令和五年十二月三日(日)十時から十一時
富岡町文化交流センター「学びの森」(富岡町大字本岡字王塚六三一一)
六、開催日時 令和五年十二月三日(日)十四時から十五時
双葉町産業交流センター(双葉町大字中野字高田一番地二)
八、問い合わせ先 大熊ウインドファーム合同会社
〒〇三〇一〇八六一 青森県青森市長島二丁目十三番一号
電話 〇三(四四〇〇)六三六六一
(担当)大熊ウインドファーム合同会社 環境アクセス係
問い合わせ時間 土・日・祝日を除く、九時から十七時まで

○地方公共団体の公報又は広報誌によるお知らせ

広報おおくま 2023 年 11 月号 (No. 616)

「(仮称) 大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧を実施します

問 大熊町役場 ゼロカーボン推進課

大熊ウィンドファーム合同会社が計画する「(仮称) 大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧および説明会を開催します。

■事業名称 (仮称) 大熊ウィンドファーム事業

■対象事業実施区域 福島県双葉郡大熊町

■縦覧場所 大熊町役場ゼロカーボン推進課

■インターネットによる公表

https://ncd-wind.com/okuma_eia01.html

■縦覧期間 11月10日(金)～12月12日(火)

■意見書受付期間 11月10日(金)～12月26日(火)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、お問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

■縦覧・意見書受付時間

大熊町役場の開庁時(午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く))

■環境影響評価方法書についての説明会

時 12月1日(金) 午後6時～7時

場 link 大熊(大熊町大川原字南平 1207-1)

■問い合わせ先

大熊ウィンドファーム合同会社

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13-1

大熊ウィンドファーム合同会社 環境アセス係

(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

☎03-4400-6362

広報かわうち 2023 年 11 月号 (No. 696)

「(仮称)大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

大熊ウィンドファーム合同会社が計画する「(仮称)大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

■事業名称 (仮称) 大熊ウィンドファーム事業

■対象事業実施区域 福島県双葉郡大熊町

■縦覧場所 川内村役場総務課

■インターネットによる公表 (https://ncd-wind.com/okuma_eia01.html)

■縦覧期間

令和5年11月10日(金)～12月12日(火)

■意見書受付期間

令和5年11月10日(金)～12月26日(火)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

■縦覧・意見書受付時間

役場の開庁時(午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く))

■環境影響評価方法書についての説明会

<日時及び場所>

日時: 令和5年12月2日(土) 午前10時～11時

場所: 川内村コミュニティセンター(川内村大字上川内字小山平15)

<お問い合わせ先>

大熊ウィンドファーム合同会社

住所: 〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号

担当: 大熊ウィンドファーム合同会社 環境アセス係(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

☎03-4400-6362



お知らせ

「(仮称)大熊ウィンドファーム 事業環境影響評価方法書」縦覧

●縦覧場所

田村市都路行政局

●縦覧日時

11月10日(金)～12月12日(火)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日を除く)

☎大熊ウィンドファーム合同会社

☎03-4400-6362



広報とみおか 2023 年 11 月号 (No. 733)

「(仮称)大熊ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」 縦覧のお知らせ

大熊ウィンドファーム合同会社が計画する「(仮称)大熊ウィンドファーム事業」について、環境影響評価の調査、予測、評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を開催します。

【事業名称】 (仮称)大熊ウィンドファーム事業 ※対象事業実施区域：大熊町

【縦覧場所】 富岡町生活環境課

【縦覧期間】 11月10日(金)～12月12日(火) 8:30～17:15(土日祝日を除く)

※インターネットでも環境影響評価方法書を公表しています。

(https://ncd-wind.com/okuma_eia01.html)

【意見書】 環境影響評価方法書についてご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(理由を含む)をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

【受付期間】 11月10日(金)～12月26日(火) 8:30～17:15(土日祝日を除く)

□ 環境影響評価方法書についての説明会

【日時】 12月3日(日) 10:00～11:00

【会場】 文化交流センター「学びの森」

【問合せ先】 大熊ウィンドファーム合同会社

〒030-0861 青森県青森市長島2丁目13番1号

担当：環境アセス係(土日祝日を除く、9:00～17:00)

☎03-4400-6362

☎ 生活環境課 環境衛生係

「(仮称)大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

大熊ウィンドファーム合同会社が計画する「(仮称)大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

- 事業名称 …………… (仮称)大熊ウィンドファーム事業
- 対象事業実施区域 … 福島県双葉郡大熊町
- 縦覧場所 …………… 双葉町住民生活課
- インターネットによる公表 … https://ncd-wind.com/okuma_eia01.html
- 縦覧期間 …………… 11月10日(金)～12月12日(火)
- 意見書受付期間 …… 11月10日(金)～12月26日(火)

※環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

- 縦覧・意見書受付時間 … 8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

- 環境影響評価方法書についての説明会

日時及び場所

日 時：12月3日（日） 14時00分～15時00分

場 所：双葉町産業交流センター（双葉町大字中野字高田1番地1）

【問い合わせ先】 大熊ウィンドファーム合同会社 環境アセス係
〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号 ☎03-4400-6362
（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）

「(仮称)大熊ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」の縦覧および説明会のお知らせ

☎大熊ウィンドファーム合同会社 ☎03(4400)6362

大熊ウィンドファーム合同会社が計画する「(仮称)大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催します。

【事業名称】 (仮称)大熊ウィンドファーム事業
【対象事業実施区域】 福島県双葉郡大熊町

縦覧について



- 縦覧場所 浪江町役場3階 産業振興課
- 縦覧方法 インターネットによる公表
- 縦覧期間 11月10日(金)～12月12日(火)
- 意見書受付期間 11月10日(金)～12月26日(火)
※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの人は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函するかまたは郵送（当日消印有効）してください。
- 縦覧・意見書受付時間
役場の開庁時（8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く））
- 環境影響評価方法書についての説明会
日時：令和5年12月1日(金) 14時30分～15時30分
場所：浪江町役場2階 中会議室（浪江町大字幾世橋字六反田7-2）

説明会について

○インターネットによる「お知らせ」
福島県のウェブサイト



福島県

Fukushima Prefecture

〒960-8670 福島県福島市東区2-16 Tel: 024-521-1111(代番) E-mail: kankou@pref.fukushima.lg.jp
Fukushima Regional Information Center 〒960-8670 福島県福島市東区2-16 Tel: 024-521-7250 Fax: 024-521-7927
〒960-8670 福島県福島市東区2-16 Tel: 024-521-7250 Fax: 024-521-7927

[くらし・環境](#)
[観光・復興](#)
[防災・安全](#)
[子育て・医療・福祉](#)
[経済・文化・教育](#)
[しごと・産業](#)

[Google Map](#)

[ホーム](#) > [知事のご挨拶](#) > [ふるさと情報](#) > [自然・環境](#) > [自然エネルギー](#) > [自然エネルギー推進状況](#) > (佐野) 大蔵ウィンドファーム事業

取組評価審査実施案件

(候補) 大蔵ウィンドファーム事業

[資料ダウンロード](#)
[お問い合わせ](#)
[お電話による申し込み](#)
 掲載日：2023年11月10日更新

(更新履歴)

令和5年1月10日「下表のとおり、事業者が環境影響評価法第9条の規定を開始しました。

環境影響評価法第9条について、環境省並の発地からの意見を求める方は、意見に賛同、反対、ご意見/意見の理由を併せてご記入のうえ、環境影響評価に盛り付けてあります意見書欄にご返却できます。令和5年12月26日まで以下の問い合わせ先にお送りください（当日消滅有効）。

〆納付先住所
大蔵ウィンドファーム委員会
〒930-0061 福井県越前市長森二丁目1番1号
電話 03-4400-6362（昼間）大蔵ウィンドファーム委員会 環境アセス係
問い合わせ時間 9:00から17:00まで（土・日・祝日を除く）

事業概要	事業の名称	(佐野) 大蔵ウィンドファーム事業
	事業者	大蔵ウィンドファーム委員会
	事業の種類	電力発電所の設置の工事の事業
	事業の容量(出力)	最大48,000 kW
	事業の実地区域	福島県双葉郡大蔵町日蓮山産品の橋の上
関係地域 (市)	田村市、富岡市、川内町、大蔵町、双葉市(町村)、双葉町、浪江町	

方法書	公表日	令和5年1月10日
	环境影響評価期間	令和5年1月10日から令和5年12月12日
	环境場所	福島県庁西庁舎→衛生環境部環境所生活課 田村市駅前付設館、富岡市役場生活環境課、川内町役場総務課、 大蔵町役場ゼロカーボン推進課、双葉町役場民生生活課。 道は有設備監視員課 電子メール: info@nsg-wind.com/yosuma_ea02.html
	関係者の開催	1. 令和5年12月1日 14:30～15:30 浪江町役場二階中会議室（浪江町立南陽高等学校旧7-2） 2. 令和5年12月1日 18:00～19:00 Iwase（いわさき）大蔵（大蔵町大川原字権平1207番1） 3. 令和5年12月2日 10:00～11:00 川内町コミュニティセンター（川内町大字上ノ内字小山15） 4. 令和5年12月2日 14:00～15:00 田村市駅前公民館（田村市駅前町市道字本館23-4） 5. 令和5年12月3日 10:00～11:00 富岡市文化交流センター「まちの広」 （富岡市大字本町字芝崎612-1） 6. 令和5年12月3日 14:00～15:00 双葉町健康文化センター（双葉町大字の郷字高田1番地1）
	意見書提出期限	令和5年1月10日から令和5年12月26日
環境影響評価審査委員会		
充委員		

準備書	公表日	
	环境影響評価期間	
	环境場所	
	意見書提出期限	
	環境影響評価審査委員会	
充委員		

評価書	公表日	
	环境影響評価期間	
	环境場所	

工事費率の算出		
工事完了の算出		

参加調査報告書	公表日	
	环境影響評価期間	
	环境場所	

対象事業の廃止等		
備考		・環境影響評価法（平成9年法律第31号）別表第1に定め第二種事業（出力が37,500kWコワット以上50,000kWコワット未満）に該当する電力発電事業で、而て第4品類3項の規定に基づき、環境影響評価法第9条の手続きを行うもの。

〆このページに関するお問い合わせ先

環境政策課 環境影響評価係
 〒960-8670 福島県福島市東区2-16 Tel: 024-521-7250 Fax: 024-521-7927 [電子メールでのお問い合わせはこちら](#)

福島県庁（東京へのアクセス）
 〒960-8670 福島県福島市東区2-16 Tel: 024-521-1111(代番) E-mail: kankou@pref.fukushima.lg.jp
 法人格取得後については「リンク」欄内様、免状申請などについて | [福島県ホームページについて](#) | [S&S協定について](#) | [福島県の企業支援について](#)
Copyright © 2023 Fukushima Prefecture All Rights Reserved.

[お問い合わせセンター](#)
[お問い合わせのトップ](#)

大熊町のウェブサイト

[サイトの使い方](#)
[サイトマップ](#)
[音声読み上げ・ふりがな](#)
[外国語\(Multilingual\)](#)
文字サイズ
標準
拡大
背景色
白
黒
青



2050 ゼロカーボン宣言
[こちらをクリック](#)

電話番号

広報おおくま

申請書ダウンロード

ホーム

震災関連

くらし・手続き

健康・福祉

子育て・教育

しごと・産業

町政情報

[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [町政情報](#) > [町の案内](#) > [情報提供](#) > 「(仮称)大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

「(仮称)大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ


[印刷用ページを表示する](#)
掲載日：2023年11月9日

○

(仮称)大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

大熊ウィンドファーム合同会社が計画する「(仮称)大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

事業名称

(仮称)大熊ウィンドファーム事業

対象事業実施区域

福島県双葉郡大熊町

縦覧期間

令和5年11月10日（金曜日）～12月12日（火曜日）

縦覧場所

大熊町役場ゼロカーボン推進課

インターネットによる公表

https://ncd-wind.com/okuma_eia01.html

意見書受付期間

令和5年11月10日（金曜日）～12月26日（火曜日）

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●環境影響評価方法書についての説明会

<日時および場所>

日時：令和5年12月1日（金曜日） 18時00分～19時00分
場所：linkる（りんくる）大熊（大熊町大川原字南平1207番1）

○お問い合わせ先

大熊ウィンドファーム合同会社

住所：〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号
担当：大熊ウィンドファーム合同会社
環境アクセス係（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）
電話：03-4400-6362

大熊町役場

[連絡先一覧・アクセス](#)
[町へのご意見・ご要望](#)

本庁舎

〒979-1306
福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717
電話：0240-23-7568(総務課)
[\[各課の電話番号はこちら\]](#)
FAX：0240-23-7845

会津若松出張所

〒965-0059
福島県会津若松市インター西111
電話：0242-23-4121
FAX：0242-23-4023

いわき出張所

〒970-1151
福島県いわき市好間町下好間字鬼越18
電話：0246-36-5671
FAX：0246-36-5672

中通り連絡事務所

〒963-8035
福島県郡山市希望ヶ丘11-10
電話：024-983-0686
FAX：024-983-0223

[利用規程](#)
[個人情報の取り扱い](#)
[ウェブアクセシビリティ方針](#)

Copyright © Okuma Town. All Rights Reserved.

-15-

川内村のウェブサイト



川内村
 Village of Kawasaki





[くらし](#) / [観光](#) / [行政情報](#)

[現在のページ](#)
[ホーム](#) > [くらし](#) > [最新のお知らせ「くらし」](#) > [「\(仮称\)大熊ウインドファーム事業環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ](#)

「(仮称)大熊ウインドファーム事業環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

大熊ウインドファーム合同会社が計画する「(仮称)大熊ウインドファーム事業環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会が開催されます。

- 事業名称
(仮称)大熊ウインドファーム事業
- 対象事業実施区域
福島県双葉郡大熊町
- 縦覧場所
川内村役場総務課
- インターネットによる公表
(https://ncd-wind.com/okuma_eia01.html)
- 縦覧期間
令和5年11月10日(金)～12月12日(火)
- 意見書受付期間
令和5年11月10日(金)～12月26日(火)
- 縦覧期間
令和5年11月10日(金)～12月12日(火)

詳細については別添資料をご覧ください。

<お問い合わせ先>
 大熊ウインドファーム合同会社
 住所：〒030-0861
 青森県青森市長島二丁目13番1号
 担当：大熊ウインドファーム合同会社環境アセス係
 (土・日・祝日を除く、9時から17時まで)
 電話：03-4400-6362

[関連ファイルダウンロード](#)

「(仮称)大熊ウインドファーム事業環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ PDF形式/92.97KB

PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Acrobat Readerが必要です。
 お持ちでない方は、左のボタンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロード(無料)してください。

[お問い合わせ先](#)

このページに関するお問い合わせは **総務課** です。
 〒979-1292 福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24
 電話番号：0240-38-2111/0240-38-2112

[お問い合わせフォーム](#)
[アンケート](#)

川内村ホームページをより良いサイトにするために、皆さまのご意見・ご感想をお聞かせください。
 なお、この欄からのご意見・ご感想には返信できませんのでご了承ください。

Q.このページはお役に立ちましたか？

☐ 非常に役に立った
 ☐ 役に立った
 ☐ どちらともいえない
 ☐ 役に立たなかった

ご意見・ご感想等ございましたら下記をご入力送ってください。

0 | [UPDATE](#) 2023年11月15日 | [印刷する](#)

[広報かわうち](#)
[申請書](#)
[入札情報](#)
[採用情報](#)


川内村役場
 Kawasaki Village Government Office

〒979-1292
 福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24
 [交通アクセス](#)

☎ 0240-38-2111
 ☎ 0240-38-2116
 防災無線リファインサービス 0240-38-3100
(防災無線で放送した情報を聞くことが出来ます)

世帯数	1,154 戸	避難世帯数	180 戸
総人口	2,298 人	避難者数	396 人
男性	1,159 人	避難者数 男性	210 人
女性	1,139 人	避難者数 女性	186 人

※令和5年11月1日現在 ※令和5年11月1日現在

[お問い合わせ](#)
[プライバシーポリシー](#)
[サイトマップ](#)




© Village of Kawasaki.

一般社団法人かわうち
 ぽ


 福島県・被災地支援
サポートステーション

新型コロナウイルス感染
 症対策 特設サイト


 川内村


 川内村


 川内村

川内村のウェブサイト

関連ファイルダウンロード

「(仮称) 大熊ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ 内容

「(仮称) 大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

大熊ウィンドファーム合同会社が計画する「(仮称) 大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

●事業名称

(仮称) 大熊ウィンドファーム事業

●対象事業実施区域

福島県双葉郡大熊町

●縦覧場所

川内村役場総務課

●インターネットによる公表

(https://ncd-wind.com/okuma_eia01.html)

●縦覧期間

令和 5 年 11 月 10 日 (金) ～12 月 12 日 (火)

●意見書受付期間

令和 5 年 11 月 10 日 (金) ～12 月 26 日 (火)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●縦覧・意見書受付時間

役場の開庁時（8 時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日を除く））

●環境影響評価方法書についての説明会

<日時及び場所>

日時：令和 5 年 12 月 2 日（土） 10 時 00 分～11 時 00 分

場所：川内村コミュニティーセンター（川内村大字上川内字小山平 15）

<お問い合わせ先>

大熊ウィンドファーム合同会社

住所：〒030-0861 青森県青森市長島二丁目 13 番 1 号

担当：大熊ウィンドファーム合同会社

環境アセス係（土・日・祝日を除く、9 時から 17 時まで）

電話：03-4400-6362

田村市のウェブサイト



田村市
TAMURA

クラウドがとまらない
自然とチャレンジがいきるまち田村市

Foreign language |
 背景色   |
 文字の大きさ   |
   

 ホーム
 |
  暮らしの情報
 |
  企業・事業者
 |
  市政情報

組織でさがす > 環境課 > 「(仮称) 大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

>> 「(仮称) 大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

印刷用ページを表示する / 掲載日: 2023年11月1日更新

大熊ウィンドファーム合同会社が計画する「(仮称) 大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

- 事業名称
 (仮称) 大熊ウィンドファーム事業
- 対象事業実施区域
 福島県双葉郡大熊町
- 縦覧場所
 田村市都路行政局
- インターネットによる公表
 (https://ncd-wind.com/okuma_eia01.html)
- 縦覧期間
 令和5年11月10日(金)～12月12日(火)
- 意見書受付期間
 令和5年11月10日(金)～12月26日(火)
※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由含む)をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
- 縦覧・意見書受付時間
 行政局の開庁時(8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く))
- 環境影響評価方法書についての説明会
 (日時及び場所)
 日時: 令和5年12月2日(土) 14時～15時
 場所: 田村市都路公民館 (田村市都路町古道字元町33-4)
 (お問い合わせ先)
 大熊ウィンドファーム合同会社
 住所: 〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号
 担当: 大熊ウィンドファーム合同会社
 環境アセス係 (土・日・祝日を除く、9時から17時まで)
 電話: 03-4400-6362

ご意見をお聞かせください

 お求めの情報が十分掲載されていませんか?
 ☐ 十分だった
 ☐ 普通
 ☐ 情報が足りない

 ページの構成や内容、表現は分かりやすいものでしたか?
 ☐ 分かりやすい
 ☐ 普通
 ☐ 分かりにくい

 この情報をすぐに見つけることができましたか?
 ☐ すぐに見つけた
 ☐ 普通
 ☐ 時間がかった

※いただいたご意見は、より分かりやすく役に立つホームページとするために参考にさせていただきますので、ご協力をお願いします。


田村市役所

〒963-4393 福島県田村市船引町船引1字船添76番地2
 TEL: 0247-81-2111 (代表) FAX: 0247-81-2522

人口・世帯数
 男性 : 16,332人
 女性 : 16,737人
 総数 : 33,069人
 世帯数 : 12,296世帯
福島県現住人口調査(令和5年10月1日現在)

▶ 田村市例規集
 ▶ 申請書ダウンロード
 ▶ リンク集
 ▶ このホームページについて
 ▶ ウェブアクセシビリティ方針
 ▶ サイトマップ



田村市

Copyright © City of TAMURA. All rights reserved.

富岡町のウェブサイト



Tomikawa Town Official Site

Google 検索

- 町内にお住まいの方へ
- 町外にお住まいの方へ
- 事業者の方へ
- 町政情報
- 災害・復興情報

本文へ移動 文字サイズ 標準 拡大 背景色変更 白 言語を調度 言語設定を上げ

「（仮称）大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

更新日：2023年11月10日

大熊ウィンドファーム合同会社が引当する「（仮称）大熊ウィンドファーム事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧します。

- 事業名称
（仮称）大熊ウィンドファーム事業
- 対象事業実施区域
福島県双葉郡大熊町
- 縦覧場所
富岡町役場 生活環境課
※インターネットでも公表します。
https://mcd-wind.com/okuma_ela01.html
- 縦覧期間
令和5年11月10日（金曜日）から12月12日（火曜日）
- 意見書受付期間
令和5年11月10日（金曜日）から12月26日（火曜日）
※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお待ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、**意見書受付終了7日までに**、縦覧場所に納入付けの意見書箱にご投函頂くか、大熊ウィンドファーム合同会社環境アセス係までご連絡ください（当日消印有効）。
- 縦覧・意見書受付時間
役場の開庁時 午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）
- 環境影響評価方法書についての説明会
＜日時及び場所＞
日時：令和5年12月3日（日曜日） 午前10時00分から午前11時00分
場所：富岡町文化交流センター「学びの森」（富岡町大字本町字主簿622番地の1）
＜お問い合わせ先＞
大熊ウィンドファーム合同会社
住所：〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号
担当：大熊ウィンドファーム合同会社
縦覧アセス係（土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
電話：03-4400-6362

この記事に関するお問い合わせ先

生活環境課 環境衛生係
〒979-1192
福島県双葉郡富岡町大字本町字主簿622番地の1
電話番号：0240-22-2111 ファクス：0240-22-0899

現在の位置 ホーム > 縦覧から探す > 生活環境課 > 環境衛生係 > お知らせ
> 「（仮称）大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

お知らせ

- 「（仮称）大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧について
- 最寄廃棄物処理施設等設置条例協議書の提出について
- 南側・北部衛生センターからのお知らせ「令和5年度休館日の追加ごみの集入日について」
- 犬の登録と管理について
- 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震によって生じたごみのごみ処理生ごみの減容について
- 空き地の適正管理について
- ご家庭でのマスク等の捨て方
- 石綿（アスベスト）含有バスマット・コースターの取扱い及びメーカーによる回収について
- 野外焼却について
- ごみ出しルールを守りましょう
- 最寄焼却場の焼し出しについて
- 令和5年度狂犬等予防定期集合会について
- 福島県環境アプリについて
- 福島県双葉郡内での「ごみの出し方」について
- 宗物品回収BOX（神道系）の稼働
- アパートの新築に伴うごみステーション設置申請について
- 粗大ごみの処分方法について
- 事業系ごみについて
- 不法投棄はやめましょう

ページの先頭へ戻る

富岡町役場
〒979-1192
福島県双葉郡富岡町大字本町字主簿622番地の1
土日祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分
電話：0240-22-2111
ファクス：0240-22-0899

富岡町役場携帯サイト

町役場・支所案内 組織一覧 お問い合わせ

このサイトについて 個人情報保護方針 サイトポリシー サイトマップ

© 2018 TOMIKAWA TOWN

 **双葉町役場** 〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4 [地図・アクセス](#)

電話：0240-33-2111(代表) FAX：0240-33-2115(代表) Eメール：futaba@town.futaba.fukushima.jp

法人番号：8000020075469

【いわき支所】〒974-8212 いわき市東田町二丁目19-4 電話：0246-84-5200(代表) FAX：0246-84-5212	【郡山支所】〒963-8024 郡山市朝日1丁目 20-2 電話：024-973-8090(代表) FAX：024-933-5120	【埼玉支所】〒347-0105 埼玉県加須市勢五 36-1 電話：0480-53-7760(代表) FAX：0480-53-7286	【つくば連絡所】〒305-0044 茨城県つくば市並木3丁目1 電話：029-854-7511(代表) FAX：029-854-7511	【南相馬連絡所】〒975-0039 南相馬市原町区青葉町 2-6-2 電話：0244-32-1275(代表) FAX：0244-32-1277
--	--	--	--	---

[メルマガ お問い合わせ](#) [プライバシーポリシー](#) [免責事項](#) [リンクについて](#) [このサイトの使い方](#) [このサイトの考え方](#)

Copyright (C) Futaba Town All Rights Reserved.

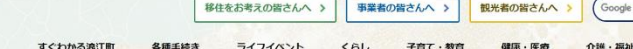
浪江町のウェブサイト


浪江町

Select Language
はじめての方へ
サイトマップ
背景色の変更
白
黒
青
文字の大きさ
標準
拡大

移住をお考えの皆さんへ
事業者の皆さんへ
観光者の皆さんへ

すぐわかる浪江町
各種手続き
ライフイベント
くらし
子育て・教育
健康・医療
介護・福祉
防災・安全



現在地
トップページ
組織でさがす
政策集経理
(仮称) 大熊Windファーム事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について
(仮称) 大熊Windファーム事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

（仮称）大熊ウインドファーム事業環境影響評価方法書の 縦覧及び説明会の開催について

印刷ページ表示 更新日: 2023年11月10日

大熊ウインドファーム合同会社が計画する「（仮称）大熊ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催します。

・事業名称（仮称）

大熊ウインドファーム事業

・対象事業実施区域

福島県双葉郡大熊町

・縦覧場所

浪江町役場 3 階 産業振興課

・インターネットによる公表

https://mod-wind.com/okuma_eia01.html <外部リンク>

・縦覧期間

令和5年11月10日（金）～令和5年12月12日（火）

・意見書受付期間

令和5年11月10日（金）～令和5年12月26日（火）

※環境影響評価方法書について、環境の保全の観点からのご意見をお持ちの人は、裏面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書受付終了日まで、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函するかまたは下記の住所まで郵送（当日消印有効）してください。

・縦覧・意見書受付時間

役場の開庁時（8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く））

環境影響評価方法書についての説明会

日時：令和5年12月1日（金）14時30分～15時30分

場所：浪江町役場 2 階 会議室

（福島県双葉郡浪江町大字浪見機字六反田7-2）

<お問合せ先・郵送先>

大熊ウインドファーム合同会社

住所：〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号

担当：大熊ウインドファーム合同会社

環境アセス係（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）

電話：03-4400-6362

シェアする

ツイートする

LINEで送る

防災・安全

重要なお知らせ

2023年11月8日

【注意】双葉町クマと思われる動物の目撃情報について

2023年10月26日

【第五次協議】東京電力による追加賠償の請求書は届いていません

2023年7月26日

【第五次協議】東京電力による追加賠償の請求手続きをしよう！

2023年6月13日

【浪江診療所】訪問診療が始まりました

2023年6月10日

5月8日以後の新型コロナウイルス感染症の対応について

便利ツール

ゴミ出し

公共交通機関

イベントカレンダー

施設マップ

図書館検索

手当・助成

浪江町

アクセス

組織・概

お問い合わせ

本庁舎

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字

浪見機字六反田7-2

Tel: 0240-34-2111

Fax: 0240-35-5352

津島支所

〒979-1756

福島県双葉郡浪江町大字下津

島字松木山22番地1

Tel: 0240-36-2111

Fax: 0240-36-2158

二本松出張所

〒964-0875

福島県二本松市槻木

253-8

Tel: 0243-62-0123

Fax: 0243-22-0122

福島出張所

〒960-8141

福島県福島市道利字

市場2-1

Tel: 024-529-7451

Fax: 024-529-7452

いわき出張所

〒970-8025

福島県いわき市市南

白土1丁目5-12

Tel: 0246-24-0020

弊社のウェブサイト



(仮称) 大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書の公表、縦覧について

令和5年11月1日
大熊ウィンドファーム合同会社

「(仮称) 大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

方法書の公表

- ・表紙と目次
- ・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- ・第2章 対象事業の目的及び内容
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概要
- ・第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ・第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- ・資料編
- ・要約書

方法書及び要約書は、令和5年11月10日(金)から12月26日(火)の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードおよび印刷はできません。
本書の著作権は、大熊ウィンドファーム合同会社に帰属します。著作権者である大熊ウィンドファーム合同会社の許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

縦覧について

- ・福島県庁西庁舎10階生活環境部環境共生課
- ・大熊町役場ゼロカーボン推進課
- ・川内村役場総務課
- ・田村市郡路行政局
- ・富岡町生活環境課
- ・双葉町役場住民生活課
- ・浪江町役場産業振興課

縦覧期間

令和5年11月10日(金)から12月12日(火)まで(土・日・祝日を除く開庁時)
上記法定期間に加えて、意見書の提出期日(12月26日(火))まで閲覧可能です。

意見書の提出について

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記のお問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。

意見受付期間

令和5年11月10日(金)から12月26日(火)まで
郵送の場合は、当日の消印有効です。

[「\(仮称\) 大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」ご意見記入用紙](#)

住民説明会の開催について

- ・浪江町役場2階中金議室(浪江町大字幾世橋字六反田7-2)
令和5年12月1日(金) 14時30分～15時30分
- ・linkる(りんくる)大熊(大熊町大川原字南平1207番1)
令和5年12月1日(金) 18時00分～19時00分
- ・川内村コミュニティセンター(川内村大字上川内字小山平15)
令和5年12月2日(土) 10時00分～11時00分
- ・田村市郡路公民館(田村市郡路町古道字本町33-4)
令和5年12月2日(土) 14時00分～15時00分
- ・富岡町文化交流センター「学びの森」(富岡町大字本町字玉導622-1)
令和5年12月3日(日) 10時00分～11時00分
- ・双葉町産業交流センター(双葉町大字中野字黒田1番地1)
令和5年12月3日(日) 14時00分～15時00分

お問い合わせ先

大熊ウィンドファーム合同会社
住所：〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号
担当：大熊ウィンドファーム合同会社
環境アクセス係(土・日・祝日を除く、9時から17時まで)
電話：03-4400-6362

ご意見記入用紙

○意見書の提出期限 令和5年12月26日（火）〔当日消印有効〕

令和 年 月 日

[illegible]

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。